

中津市地域生活支援拠点等 事業運営ガイドライン

令和7年3月

中津市 福祉支援課 障害福祉係

【目次】

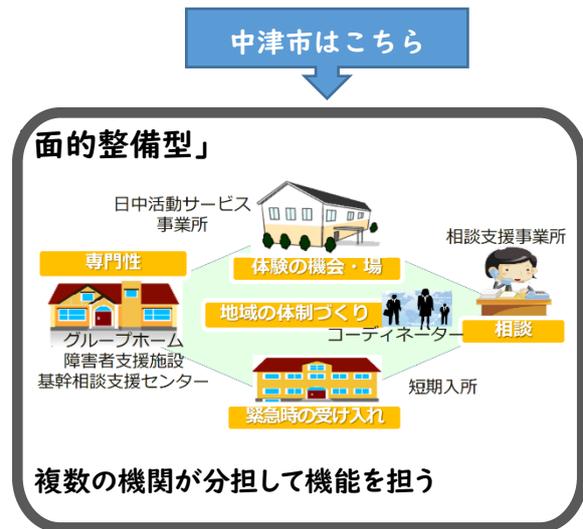
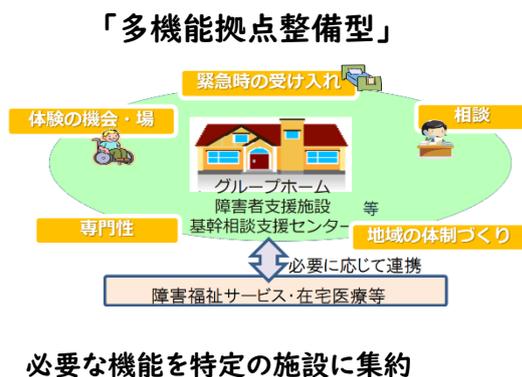
1. はじめに	2
2. 中津市型地域生活支援拠点システムと各機関の役割 ...	3
3. 緊急対応について	5
(1) 緊急性の考え方	5
(2) 緊急対応時の各事業所の役割	6
(3) 緊急受入から地域に戻るまで	8
4. 拠点システムの各機能の説明	9
① 事前登録	10
② 緊急対応	11
③ 出口支援ケース会議	12
④ 事例検討	13
⑤ 拠点運営委員会	14
5. 拠点システムの評価方法	15
6. 拠点システムの年間スケジュール	16

1.はじめに

○地域生活支援拠点等とは

地域生活支援拠点等とは、障がい児・者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、障がい者等が地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支援する体制を構築するものです。中津市では、令和3年4月から地域生活支援拠点等の運用を開始しています。相談や緊急時の受け入れ、体験の機会・場の提供などの機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備していきます。

○整備方法



中津市では、障がい者等基幹相談支援センターや相談支援事業所、短期入所やグループホーム、日中活動系の障害福祉サービス事業所などの既存の社会資源を活かしつつ、足りない機能を加える面的整備型の形で体制を整備していきます。

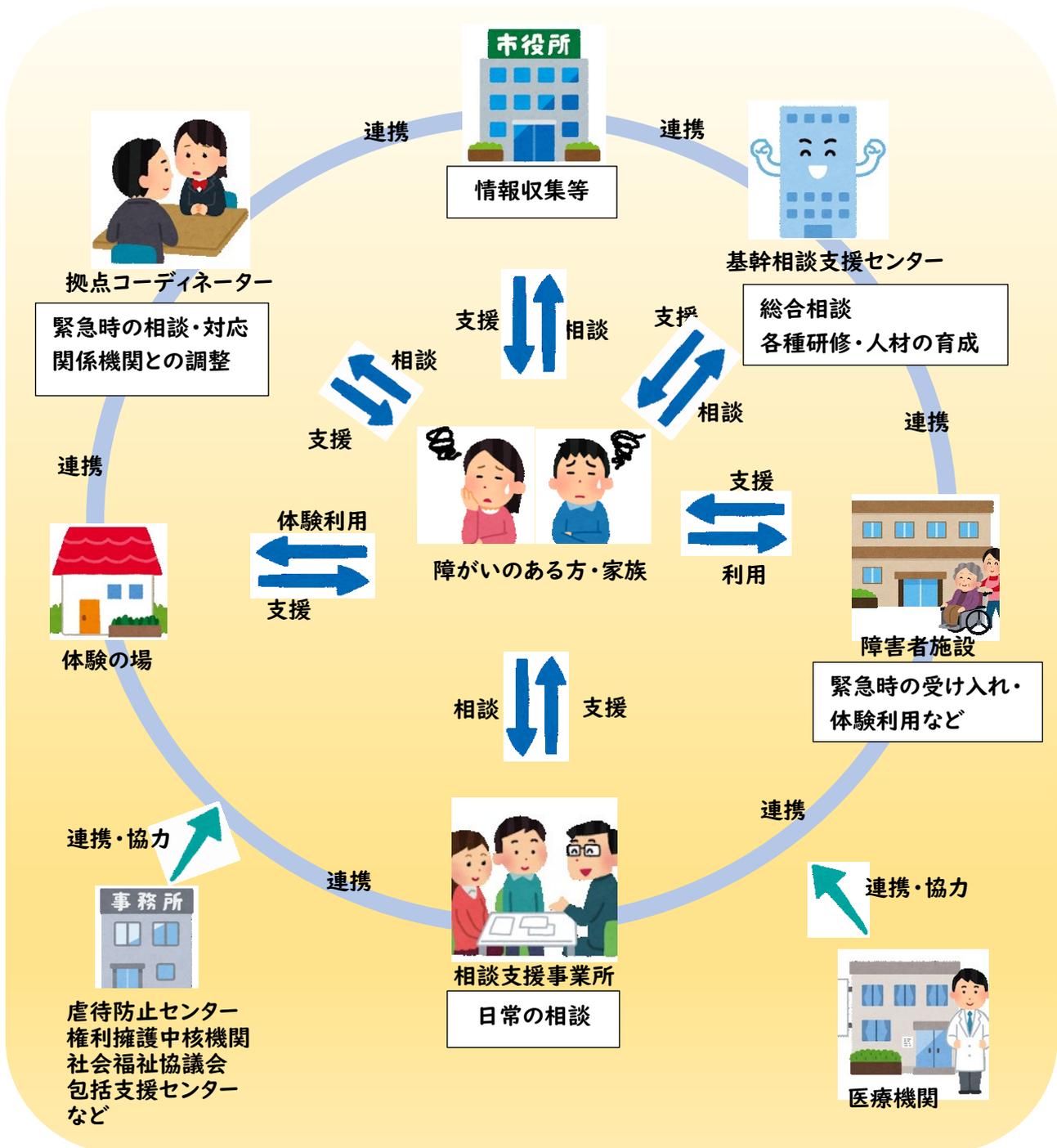
○地域生活支援拠点として必要な4つの機能

必要な機能	内容
①相談	相談支援事業所と連携するとともに、拠点コーディネーターを配置し、平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能
②緊急時の受け入れ・対応	短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
③体験の機会・場の提供（居住支援）	障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
④専門的人材の確保・養成等	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や人材の養成、その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

上記4つの機能を地域全体で構築するため、基幹相談支援センターや拠点コーディネーターを中心に、市内事業者及び行政が一体となって取り組みます。

2. 中津市型地域生活支援拠点システムと各機関の役割

中津市型地域生活支援拠点システムのイメージ図（既存資源を活用した面的整備）



拠点システムにおける役割は次のとおりとし、各事業所・機関が連携して一体的に機能します。

A 拠点コーディネーター

- ・相談支援専門員での対応が難しい場合など、緊急性のある相談に24時間365日の受付体制で対応する。
- ・緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握する。
- ・緊急時に備え、拠点コーディネーターや各事業所間で情報共有をするための体制を整備する。
- ・緊急対応後の居住支援（出口支援）のケース会議開催の調整を行う。
- ・障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行に向けた支援に係る調整を行う。
- ・基幹相談支援センターが主催する支援困難事例等に関するケース会議に出席する。

B 基幹相談支援センター

- ・支援困難事例等について三者（基幹相談支援センター、相談支援事業所、拠点コーディネーター）でのケース会議を定期的に開催する。
- ・地域の社会資源の連携体制の構築等を行う。
- ・専門部会への報告を行う（拠点システムを担う事業所・機関全体で自己評価を行う）。
- ・出口支援のケース会議に出席する。

C 相談支援事業所

- ・本人やご家族等から緊急性が高い相談を受けた場合、担当の相談支援専門員で対応する。相談支援専門員での対応が難しい場合、拠点コーディネーターにつなぐ。
- ・短期入所施設等への緊急受入れ時等、拠点コーディネーターへ本人の最新情報を提供する。
- ・基幹相談支援センターが主催する支援困難事例等に関するケース会議に出席する。
- ・必要に応じ、拠点コーディネーターからの要請により出口支援のケース会議に出席する。

D 短期入所事業所、グループホーム等

- ・介護者の急病等による緊急時に、障がい者等の受け入れを行う。
- ・必要に応じて医療機関との連携を図る。

E その他の障害福祉サービス事業所

- ・本人や家族から緊急性が高い相談を受けた場合、可能な範囲で連絡を受けた事業所で対応する。事業所での対応が難しい場合、担当の相談支援専門員へ連絡する。相談支援専門員がいない場合には拠点コーディネーターにつなぐ。
- ・短期入所施設への緊急受入れ時等、拠点コーディネーターへ本人の最新情報を提供する。
- ・必要に応じ、拠点コーディネーターからの要請により出口支援のケース会議に出席する。

F 市役所（福祉支援課障害福祉係）

- ・市内グループホームの待機者及び空き状況の収集を行い、基幹相談支援センター、相談支援事業所、拠点コーディネーターに情報提供する。
- ・必要に応じ、拠点コーディネーターからの要請により出口支援のケース会議に出席する。

H 専門部会（地域生活支援部会）

- ・定期的に地域生活支援拠点システムの評価を行い、自立支援協議会へ報告を行う。

3. 緊急対応について

(1) 緊急性の考え方

拠点コーディネーターは「24時間365日の緊急相談」の機能を担いますが、全ての相談をコーディネーターで受けるわけではなく、拠点・相談支援事業所・基幹相談支援センター・障害福祉サービス事業所などのすべての機関が相談窓口となります。緊急性が高い相談でも、連絡を受けた関係機関で対応可能であればそのまま対応することとなります。

緊急性の高い相談で、連絡を受けた関係機関では対応しきれず、短期入所等の緊急対応が必要な場合、拠点コーディネーターへつなぐこととなります。緊急性の定義は一律にできるものではなく、個々のケースによって異なりますが、一例として、緊急性の「高い」ケースについて例示します。

以下の事例はあくまで目安であり、緊急性が低いと思われる相談でも、相談の背景に緊急性が潜んでいたり、逆に緊急性が「高い」例に類似する相談でも、よく確認すると緊急を要しなかったりする可能性は十分にあります。いずれにしても、まずは相談者の主訴をよく聞き取った上で判断することが求められます。

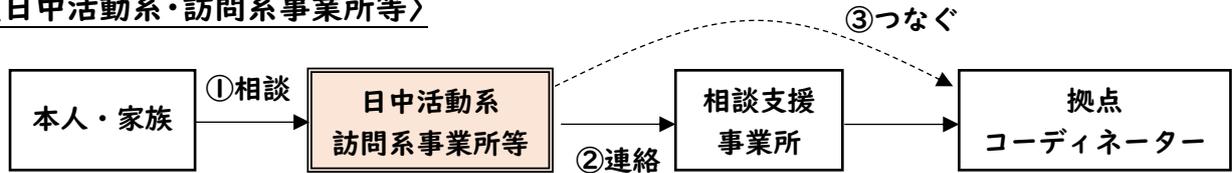
〈事例〉

- ・介護者が緊急入院等で不在になり、誰も介護する人がなくなった
- ・独居の本人自らが SOS で支援を求めてきた
- ・自宅で家族から暴力を受けて逃げてきたので、今夜過ごせる場所がない

(2) 緊急対応時の各事業所の役割

緊急対応発生時の各事業所における役割は 以下のとおりです。

〈日中活動系・訪問系事業所等〉



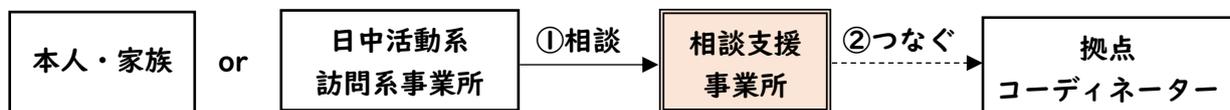
①本人・家族から緊急性が高い相談を受けた場合、可能な範囲で連絡を受けた事業所で対応※1します。

②事業所での対応が難しい場合、担当の相談支援専門員へ連絡します。

③相談支援専門員がない場合には拠点コーディネーターにつながります。

※1 対応した場合、状況の変化等もあることから相談支援専門員へ連絡する等、連携を図ってください。

〈相談支援事業所〉



①本人やご家族等から緊急性が高い相談を受けた場合、担当の相談支援専門員で対応します。

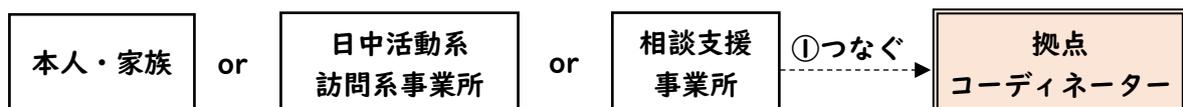
②相談支援専門員での対応が難しい場合※2、拠点コーディネーターにつながります。

※2 対応が難しい例（ケースにより異なる可能性があります）

- ・短期入所の受け入れ先が見つからない場合
- ・中長期的な居場所の確保（虐待、傷害事件、施設からの即日退去等）が必要な場合
- ・GH、短期入所等の空き情報等の提供および専門の支援機関への橋渡しが必要な場合

〈拠点コーディネーター〉

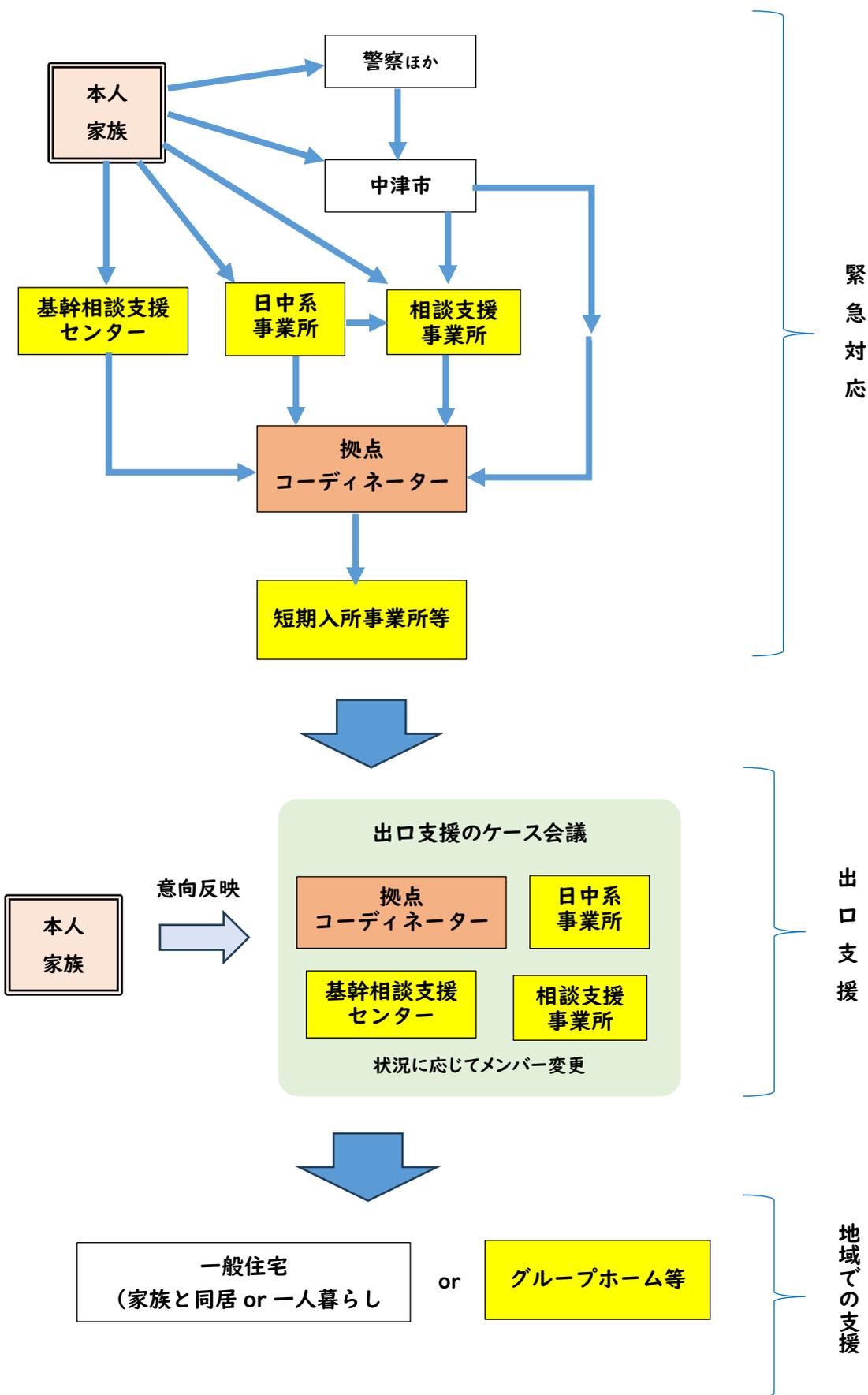
拠点コーディネーターは本人が地域に戻るまでの対応を行います。



①本人に相談支援専門員がない場合や連絡を受けた日中活動系事業所等や担当の相談支援専門員でも対応が難しい場合には拠点コーディネーターが中心となり対応します。

※拠点コーディネーターから新しい相談支援専門員や専門の支援機関につながった場合、そこが中心となり対応します。拠点コーディネーターは、必要に応じ、相談支援専門員等に対し情報提供や相談に応じます。

緊急受入から地域に戻るまでのイメージ図



(3) 緊急受入から地域に戻るまで

緊急受入から地域に戻るまでのイメージを示します。あくまで一例であり、ケースにより異なる可能性があります。

緊急対応

拠点コーディネーターへ連絡が入るケースは様々なケースが想定されます。本人や家族から直接拠点コーディネーターに連絡が入るケースもあれば、関係機関では対応しきれず、関係機関から拠点に連絡が入ることも考えられます。

緊急入所が必要な場合、拠点コーディネーターはまず本人が普段利用している短期入所事業所へ受入れ可能かを確認します。受入れが難しい場合には、他の短期入所事業所や市が提携している緊急一時保護施設等で受入れを行います。

出口支援

緊急受入れ後、地域に戻るための出口支援を行います。拠点コーディネーターが本人や家族の意向を確認し、相談支援事業所、日中活動系サービス事業所、基幹相談支援センターなど出口支援に必要なメンバーを招集し、出口支援のケース会議を開き、今後の本人の支援の方向性を決定します。

地域での支援

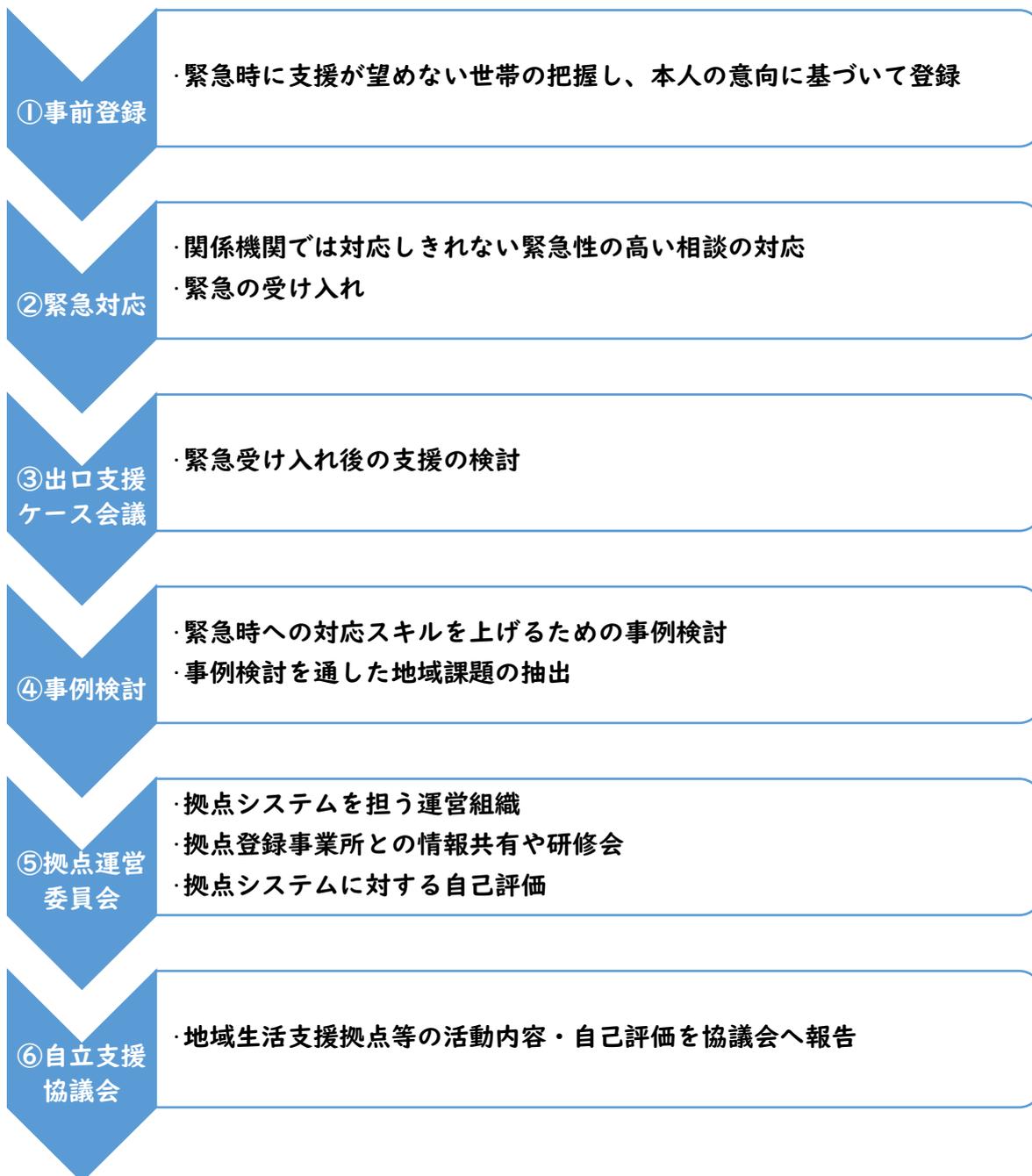
短期入所事業所等を退所した後、自宅やグループホームなどの地域生活に戻ります。地域に戻った後は、担当の相談支援事業所や日中活動系サービス事業所など、本人と関わる各事業所や機関が見守りを行います。

緊急時に必要な情報の事前登録をお願いします

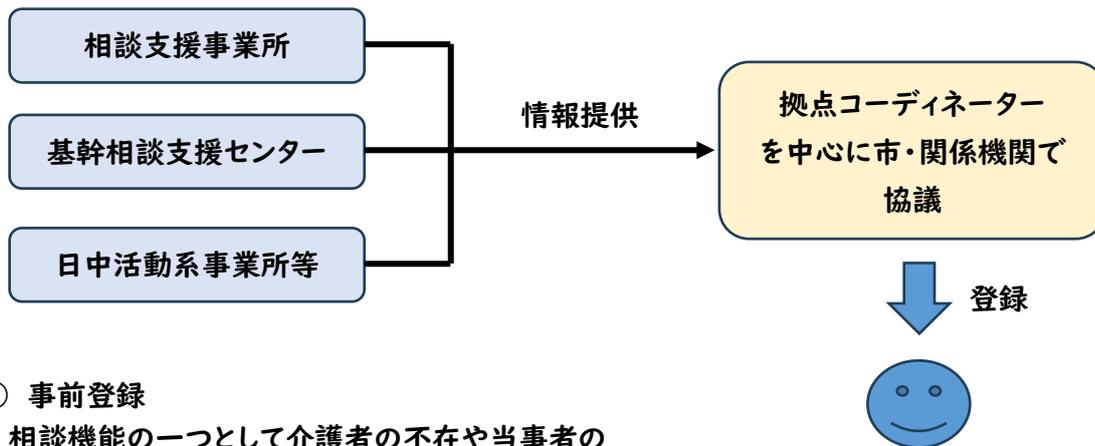
緊急受入時には、障害特性や服薬・アレルギーなどの本人の情報が必要となります。緊急時にスムーズに受入れを行うためにも、相談支援事業所や各障害福祉サービス事業所から利用者に対して事前登録を行うよう啓発を行ってください。
※事前登録の具体的な内容については別途「4. 拠点システムの各機能の説明」を参照

4. 拠点システムの各機能の説明

各事業所・機関が 地域生活支援拠点として行う業務や会議体について説明します。



①事前登録



① 事前登録

相談機能の一つとして介護者の不在や当事者の状態変化等により緊急時の支援が見込めない世帯

については、関係機関からの情報提供に基づき、拠点コーディネーターを中心に市や関係機関を交えて協議を行い、拠点登録を行うかどうかの判断をします。登録が必要と判断された場合は、地域定着支援の活用や事前の拠点コーディネーターとの面談を通じて、緊急時の支援に必要な情報を収集する必要があります。

事前登録は緊急時の受入れを保証するものではなく、あくまで本人への支援時に役立てるための制度ですので、趣旨をご理解の上、事前登録の啓発にご協力をお願いします。

○役割

【拠点コーディネーター】

- ・事前登録は、拠点コーディネーターが中心となって会議等を主宰し、市・関係機関と協議をして登録の可否を判断します。
- ・登録が必要と判断された場合は、面談を通じて緊急受入れ時に必要な当事者の情報（生活環境、障害特性、服薬・アレルギー情報等）および親亡きあとを見据えた本人・ご家族等の将来への意向を確認し、緊急時の支援に役立てます。
- ・事前登録で得た個人情報の中津市が定める個人情報保護条例に基づき取り扱います。

【相談支援事業所・日中活動系サービス事業所等】

- ・サービスを利用している方のうち、拠点登録をした方がよいと思われる利用者がある場合は、拠点コーディネーターに情報提供します。

【基幹相談支援センター】

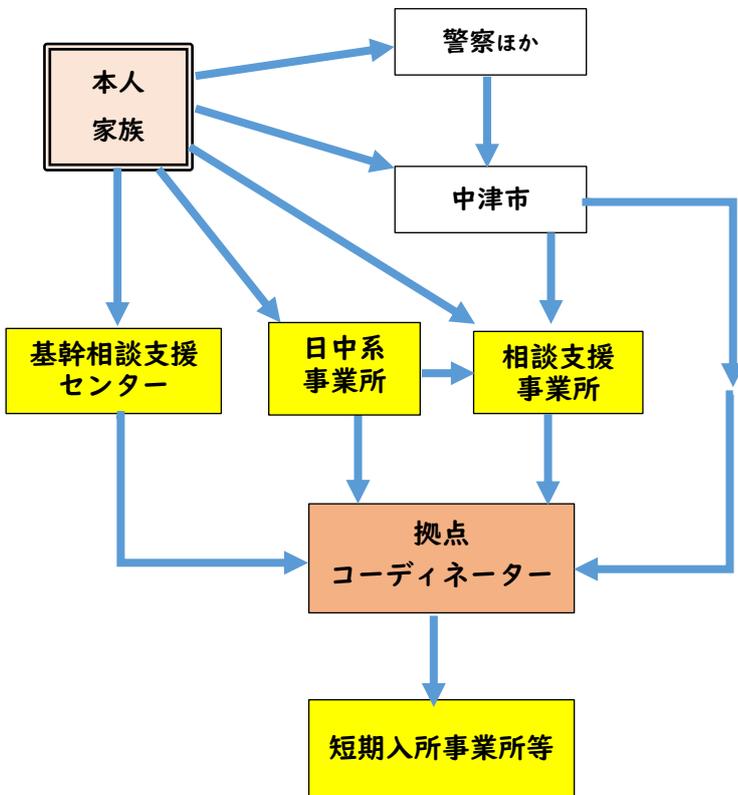
- ・まだサービスにつながっていない利用者で、拠点登録をした方がよいと思われる方がいる場合は、拠点コーディネーターに情報提供します。

○拠点登録を希望しない場合

・拠点登録は障がい者本人、または家族の希望に基づき、登録の可否を検討することになりますが、もし登録を希望しない場合でも、必要と判断される場合には、緊急受入れの対象となります。そのため、日中通所しているサービス提供事業所等がある場合には、緊急受入れ時に必要な当事者の情報を拠点コーディネーターへ提供をお願いする場合があります。

② 緊急対応

緊急性の高い相談で、連絡を受けた関係機関では対応しきれず、短期入所等の緊急対応が必要な場合、拠点コーディネーターが対応することになります。緊急受入れにあたっては本人の支援に役立つ情報を事前登録、緊急連絡先一覧等を活用して情報収集します。

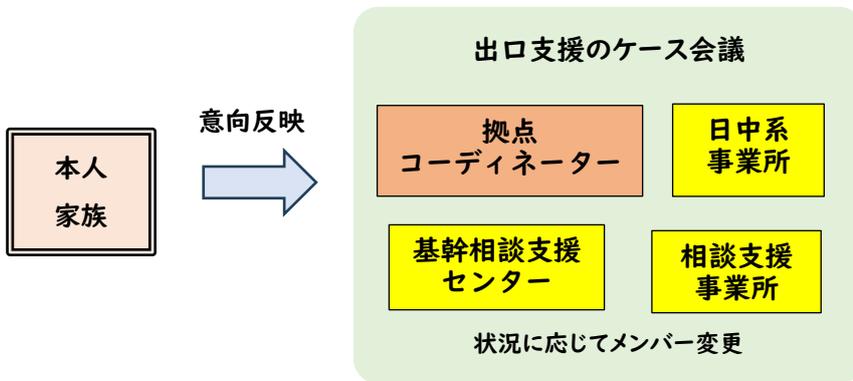


○役割

- ・ 緊急受入れにあたっては本人の情報がなく支援に苦慮することがあるため、事前登録の内容に加え、市内の全障害福祉サービス事業所の責任者・連絡先を掲載した「緊急連絡先一覧」を活用して本人の情報収集を想定しています。
本人や家族からの聞き取りで普段利用している事業所が分かった場合に、拠点コーディネーターが緊急連絡先一覧を使用してその事業所に連絡をとります。
- ・ 緊急連絡先一覧はあくまで拠点コーディネーターが緊急受入れ時に各事業所と連絡をとるために持つものであり、市内の全障害福祉サービス事業所で共有するものではありません。
- ・ 緊急受入れは障害福祉サービスを利用していない障害のある方も対象となるため、本人と関わりのあるその他の関係機関にも緊急時に連絡をする可能性があります。本人および家族が安心して短期入所等過ごせるようにするためにも、緊急連絡先一覧への掲載および緊急時の情報提供にご協力をお願いします。

③ 出口支援ケース会議

緊急受け入れをしている間に、日常の生活に戻る際の支援方法を、普段から関わりのある全ての事業者で検討します。拠点コーディネーターが会議を主催し、関係事業者を召集します。召集された場合は、必ず出席してください。



○役割

・拠点コーディネーターは、緊急対応を行った方の出口支援として、当事者の普段の生活状況を把握し、当事者・家族の意向も踏まえて、地域での支援を実際に行う障害福祉サービス事業者とともに、支援方法の方向性を検討、当事者に説明し、地域の障害福祉サービス事業者へ引き継ぎます。

○構成

・拠点コーディネーター、基幹相談支援センターの出席は必須とし、当事者・家族の意向、サービス利用状況によっては市内の各関係機関・事業所も含めて出口支援のケース会議に出席し、今後の本人の支援について検討を行います。

必須

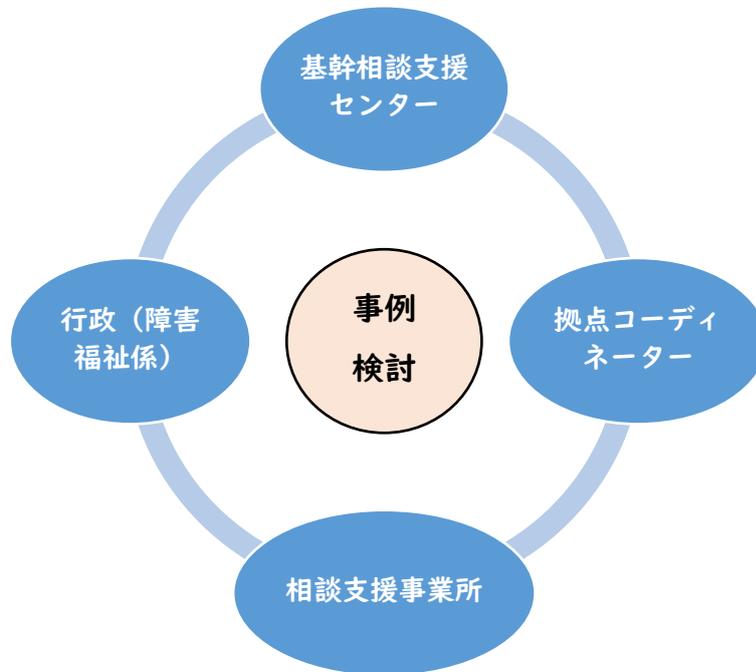
- ・ 拠点コーディネーター
- ・ 基幹相談支援センター

必要に応じて招集

- ・ 相談支援事業所
- ・ 短期入所事業所
- ・ グループホーム
- ・ 障害者支援施設
- ・ 日中活動系サービス事業所
- ・ 訪問系サービス事業所
- ・ 行政（障害福祉係等）
- ・ その他の関係機関

④ 事例検討

緊急時に迅速な対応ができるよう、基幹相談支援センター、拠点コーディネーター、相談支援事業所、行政の四者での支援困難事例の検討会議を定期的に行い、スキルアップを図るとともに、平時から連携することにより緊急時に備えます。また、事例検討を通じた地域課題の抽出を行い、その解決策等も併せて検討します。



○役割

- ・基幹相談支援センターは、行政参加のもと、拠点コーディネーター及び相談支援事業所を召集し、支援困難事例等の検討会議を開催します。（開催頻度は固定しませんが、できるだけ定期開催としてください。）
- ・困難事例は基幹相談支援センター、相談支援事業所のどちらからの提出でも構いません。

○構成

- ・基幹相談支援センターは、拠点コーディネーター及び相談支援事業所の出席は必須とし、必要に応じ、日中活動系サービス事業所も含めてケース検討を行います。必要に応じて日中活動系サービス事業所に参加を要請することもできます。

基幹相談支援センター
拠点コーディネーター
相談支援事業所

事務局
必須

必須

行政（障害福祉係） 必須
日中活動系サービス事業所

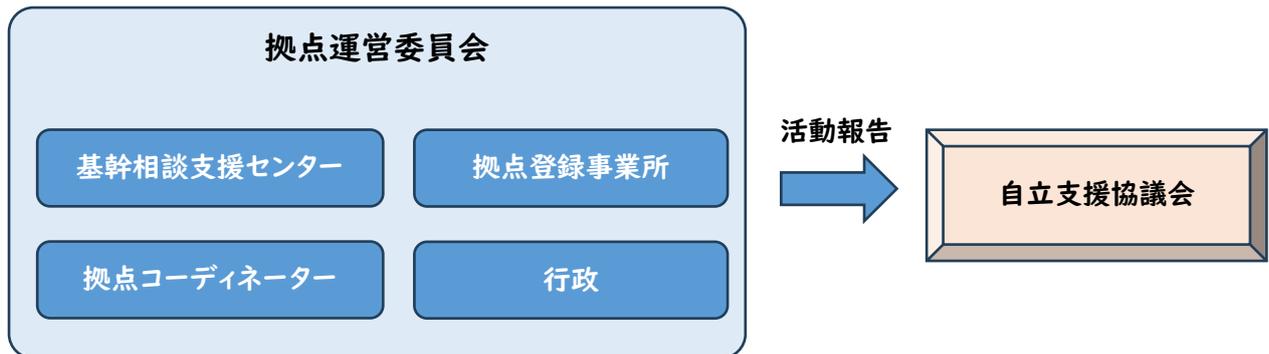
必要に応じて

⑤ 拠点運営委員会

中津市型地域生活支援拠点は、既存の地域資源を活用して行う面的整備型を採用しており、複数の事業者が連携することにより、初めて機能します。そのため拠点システムが機能しているか、連携強化の必要性などを定期的に確認する組織が必要となります。

拠点運営委員会は、基幹相談支援センター、拠点コーディネーター、拠点登録事業所、行政（障害福祉係）で組織します。

また、委員会の事務局会議は、基幹相談支援センター、拠点コーディネーター、行政（障害福祉係）で組織します。



○役割

- ・拠点が持つ 4 つの機能について、実施状況の確認や事例検討をするなかでの問題点などを報告し、解決に向けた方策を検討する。(年 1 回以上)
- ・拠点システムに関する自己評価を行い、自立支援協議会へ報告する。(年 1 回)

○構成委員

- ・地域の体制づくりの観点から、基幹相談支援センターがとりまとめの役割を担いますが、拠点システムは、すべての障害福祉サービス事業者の連携のもと運営されること。行政も外部組織との連携や、システムの拡充検討、事業者間の繋ぎの役割があることなどから、普段直接サービスの提供を行う事業者団体から推薦を受けた方と障害福祉係職員で構成します。

基幹相談支援センター
拠点コーディネーター
拠点登録事業所

拠点登録をしてない事業所
行政（障害福祉係）

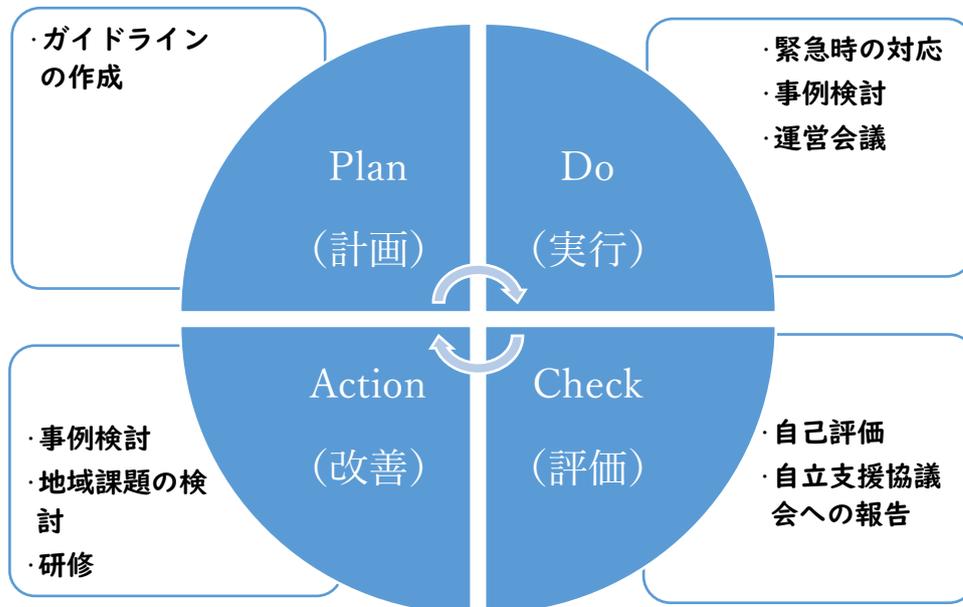
事務局
必須

必須
必要に応じて

必須

5. 拠点システムの評価方法 ～成長する地域生活支援拠点システム～

拠点は障がい者の地域での生活を支援することを目的としているため、個別事例の積み重ねから、支援者全員が地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、協力及び連携して業務を実施する必要があります。中津市は下記体制のもと、毎年成長していける仕組みを構築します。



- 計画** 拠点の運営にあたり運営全般、国が示す4つの機能について中長期的な運営方針を定める必要があります。市は自立支援協議会等を活用し、機能の実施状況を把握した上で、次年度の運営方針を策定します。また自立支援協議会から提言を受けた場合には、地域の実情に合わせて施策化を検討します。
- 実行** 拠点の整備趣旨に鑑み、特に緊急時に支援が見込めない世帯の把握が重要となるため、拠点に関わるすべての事業所は拠点コーディネーターが実施する事前登録制度に協力します。また会議等への出席が必要となる場合にも、出来る限り出席し、地域の課題解決にご協力をお願いします。
- 評価** 市が定める評価項目に基づき、拠点運営委員会で年1回自己評価を行います。評価にあたっては、課題を抽出し、解決のための改善策も検討し、評価結果等を自立支援協議会へ報告します。
- 改善** 効果的・効率的な運営を行っていくため、評価に基づいた改善案をできるものから検討し、常に現状より良い拠点システムになるよう努めます。

6. 拠点システムの年間スケジュール

地域生活支援拠点事業は、下記のスケジュールに沿って進めることとします。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		活動内容・自己評価 を協議会に報告		拠点運営委員会 (事業所向けの 研修会)							拠点運営委員会 自己評価
事例検討（年4回開催）											
拠点運営委員会事務局会議（毎月開催）											